実施方針新旧対照表（抜粋）

改正	現行
【表紙】 令和８年８月 （令和８年10月20日修正） 第１　　特定事業の選定に関する事項 １．事業内容に関する事項 【P1】 （２）　公共施設の管理者 【P2】 （８）　業務範囲 本事業の対象となる業務の範囲は次のとおりとする。ただし、対象施設によっては、⑤維持管理業務又は⑥所有権移転後の移設業務のみを業務範囲とする場合がある。また、⑦その他の業務の実施は必須とせず、選定事業者の提案に基づいて実施するものとする。 【P3】 ⑦ その他の業務 a.設計業務、施工業務、工事監理業務、所有権移転業務、維持管理業務、所有権移転後の移設業務以外で、本事業を実施するうえで必要な業務 ⑧ 本市が行う業務 第２　　選定事業者の募集及び選定に関する事項	【表紙】 令和８年８月 第１　　特定事業の選定に関する事項 １．事業内容に関する事項 【P1】 （２）　公共施設等の管理者 【P2】 （８）　業務範囲 本事業の対象となる業務の範囲は次のとおりとする。ただし、対象施設によっては、⑤維持管理業務又は⑥所有権移転後の移設業務のみを業務範囲とする場合がある。 【P3】 ⑦ 本市が行う業務 第２　　選定事業者の募集及び選定に関する事項

【P5】

２．募集及び選定のスケジュール(予定)

選定事業者の募集及び選定に当たっては、次のスケジュールにより行う予定である。

日程（予定）	内　　容
令和８年８月下旬	実施方針及び要求水準書（案）の公表
令和８年９月	現地見学会
令和８年９月上旬～下旬	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付
令和８年10月上旬	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問、意見及び回答の公表
令和８年10月上旬	個別対話の実施
令和８年10月中旬	特定事業の選定及び公表
令和８年**10月下旬**	募集要項等の公表
令和８年**11月上旬**	募集要項等に関する質問の受付
令和８年11月**中旬**	募集要項等に関する質問の回答の公表
令和８年12月上旬	参加表明書及び参加資格確認書類の受付締切
令和８年12月中旬	参加資格確認結果の通知
令和８年12月**下旬**	提案書の受付締切
令和９年１月中旬	**事業提案審査（プレゼンテーション・ヒアリング等）**
令和９年１月**中旬**	優先交渉権者の決定及び公表
令和９年１月**下旬**	基本協定の締結
令和９年２月中旬	仮契約の締結
令和９年３月**下旬**	本契約の締結（議会の議決）

【P5】

２．募集及び選定のスケジュール(予定)

選定事業者の募集及び選定に当たっては、次のスケジュールにより行う予定である。

日程（予定）	内　　容
令和８年８月下旬	実施方針及び要求水準書（案）の公表
令和８年９月	現地見学会
令和８年９月上旬～下旬	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付
令和８年10月上旬	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問、意見及び回答の公表
令和８年10月上旬	個別対話の実施
令和８年10月中旬	特定事業の選定及び公表
令和８年**11月上旬**	募集要項等の公表
令和８年**11月上旬～中旬**	募集要項等に関する質問の受付
令和８年11月**下旬**	募集要項等に関する質問の回答の公表
令和８年12月上旬	参加表明書及び参加資格確認書類の受付締切
令和８年12月中旬	参加資格確認結果の通知
令和８年12月**中旬**	提案書の受付締切
――	――
令和９年１月**上旬**	優先交渉権者の決定及び公表
令和９年１月**上旬**	基本協定の締結
令和９年２月中旬	仮契約の締結
令和９年３月――	本契約の締結（議会の議決）

【P7】 ４．応募事業者の参加資格要件 （１） 応募事業者の構成 (ｶ)構成員は、ＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有するものとし、かつ、代表企業の議決権保有割合は出資者中最大となること。 (ｷ)構成員以外の者がＳＰＣの出資者になることは可能であるが、当該出資者の議決権保有割合は、全事業期間において全議決権の２分の１未満とする。 (ｸ)すべての出資者は、事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。 (ｹ)その他の業務を行う企業が構成員となる場合は設計業務、施工業務、工事監理業務及び維持管理業務以外の業務を行うものとして、その他の業務を行う企業が行う業務内容を明らかにするものとする。	【P7】 ４．応募事業者の参加資格要件 （１） 応募事業者の構成 (ｶ)ＳＰＣが発行する全ての株式は、構成員により保有されなければならない。また、代表企業のＳＰＣへの出資割合は、構成員中、最大としなければならないものとする。 (ｷ)すべての出資者は、事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。 (ｸ)その他の業務を行う企業が構成員となる場合は設計業務、施工業務、工事監理業務及び維持管理業務以外の業務を行うものとして、その他の業務を行う企業が行う業務内容を明らかにするものとする。
【P9、P10】 ５．応募事業者の備えるべき参加資格要件 （２） 業務を遂行する応募事業者の参加資格要件 ①～⑤の各業務を行う応募事業者の構成員及び協力企業は、以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、本公募型プロポーザル方式の募集要項公表の日時点において、令和８年度を対象期間とする金沢市入札参加有資格者名簿に登録されていない場合、信用確認のため、参加資格確認基準日までに本市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができるが、入札参加資格審査には時間を有することも想定されることから、余裕を持って申請するこ	【P9、P10】 ５．応募事業者の備えるべき参加資格要件 （２） 業務を遂行する応募事業者の参加資格要件 ①～④の各業務を行う応募事業者の構成員及び協力企業は、以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、本公募型プロポーザル方式の募集要項公表の日時点において、令和８年度を対象期間とする金沢市入札参加有資格者名簿に登録されていない場合、信用確認のため、参加資格確認基準日までに本市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができるが、入札参加資格審査には時間を有することも想定されることから、余裕を持って申請するこ

と。ただし、参加資格確認結果までに有資格者とならなかった場合は失格とする。	と。ただし、参加資格確認結果までに有資格者とならなかった場合は失格とする。
※　申請受付期間：毎月20日までに到着した申請書について審査を行い、入札参加資格を有すると決定された場合、翌月１日の登録となる	※　申請受付期間：毎月20日までに到着した申請書について審査を行い、入札参加資格を有すると決定された場合、翌月１日の登録となる
①　「設計業務」を行う者の要件	①　「設計業務」を行う者の要件
㋐常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き３箇月以上の雇用関係がある建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。	㋐常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き３箇月以上の雇用関係がある建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
㋑構成員又は協力企業で設計業務を行う企業のうち少なくとも１社は、平成28年度以降に完了した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の空調設備工事（官民問わず。）を元請として設計した実績を有していること。	㋑構成員又は協力企業で設計業務を行う企業のうち少なくとも１社は、平成28年度以降に完了した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の空調設備工事（官民問わず。）を元請として設計した実績を有していること。
㋒構成員又は協力企業で設計業務を行う企業は、令和８年度「金沢市入札参加有資格者名簿」に登録されていること。なお、そのうち少なくとも１社は、市内に本店を有していること。	**㋒構成員又は協力企業で設計業務を行う企業のうち少なくとも１社は、市内に本店を有することとして、令和８・９年度「金沢市入札参加有資格者名簿」に登録されていること。**
②　「施工業務」及び「移設業務」を行う者の要件	②　「施工業務」及び「移設業務」を行う者の要件
㋐構成員及び協力企業のうち施工業務を行う企業は、建設業法第３条第１項の規定による「管工事」の許可を受けていること。なお、そのうち少なくとも１社は、建設業法第３条第１項の規定による特定建設業の許可を受けていること。	㋐構成員及び協力企業のうち施工業務を行う企業は、建設業法第３条第１項の規定による「管工事」の許可を受けていること。なお、そのうち少なくとも１社は建設業法第３条第１項の規定による特定建設業の許可を受けていること。
㋑構成員又は協力企業で施工業務を行う企業のうち少なくとも１社は、平成28年度以降に完了した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の空調設備工事（官民問わず。）を元請として施工し、引き渡した実績を有していること。	㋑構成員又は協力企業で施工業務を行う企業のうち少なくとも１社は、平成28年度以降に完了した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の空調設備工事（官民問わず。）を元請として施工し、引き渡した実績を有していること。
㋒構成員又は協力企業で施工業務を行う企業は、令和８年度「金沢	**㋒構成員又は協力企業で施工業務を行う企業のうち少なくとも１社**

市入札参加有資格者名簿」に登録されていること。なお、そのうち少なくとも１社は、市内に本店を有していること。	は、市内に本店を有することとして、令和８年度「金沢市入札参加有資格者名簿」に登録されていること。
③　「工事監理業務」を行う者の要件	③　「工事監理業務」を行う者の要件
㋐常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き３箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。	㋐常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き３箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
㋑構成員又は協力企業で工事監理業務を行う企業のうち少なくとも１社は、平成28年度以降に完了した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の空調設備工事（官民問わず。）を元請として設計又は工事監理した実績を有していること。	㋑構成員又は協力企業で工事監理業務を行う企業のうち少なくとも１社は、平成28年度以降に完了した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の空調設備工事（官民問わず。）を元請として設計又は工事監理した実績を有していること。
㋒構成員又は協力企業で工事監理業務を行う企業は、令和８年度「金沢市入札参加有資格者名簿」に登録されていること。なお、そのうち少なくとも１社は、市内に本店を有していること。	㋒構成員又は協力企業で工事監理業務を行う企業のうち少なくとも１社は、市内に本店を有することとして、令和８・９年度「金沢市入札参加有資格者名簿」に登録されていること。
④　「維持管理業務」を行う者の要件	④　「維持管理業務」を行う者の要件
㋐維持管理業務を行うに当たって、選択したエネルギー方式での運用に必要となる場合、その資格を持つ者を配置できること。	㋐維持管理業務を行うに当たって、選択したエネルギー方式での運用に必要となる場合、その資格を持つ者を配置できること。
㋑構成員又は協力企業で維持管理業務を行う企業のうち少なくとも１社は、平成28年度以降に完了した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の空調設備を元請けとして連続10カ月以上維持管理した実績を有していること（ビルメンテナンス契約など建物の一括管理契約に含む場合も可とする。）。	㋑構成員又は協力企業で維持管理業務を行う企業のうち少なくとも１社は、平成28年度以降に完了した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の空調設備を元請けとして連続10カ月以上維持管理した実績を有していること（ビルメンテナンス契約など建物の一括管理契約に含む場合も可とする。）。
㋒構成員又は協力企業で維持管理業務を行う企業は、令和８年度「金沢市入札参加有資格者名簿」に登録されていること。なお、そのうち少なくとも１社は、市内に本店を有していること。	㋒構成員又は協力企業で維持管理業務を行う企業のうち少なくとも１社は、市内に本店を有することとして、令和８・９年度「金沢市入札参加有資格者名簿」に登録されていること。
⑤　「その他の業務」を行う者の要件	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
㋐設計業務、施工業務、工事監理業務、所有権移転業務、維持管理業務、所有権移転後の移設業務以外で、本事業を実施するうえで必	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

要な業務を行う者であること。 (ｲ)構成員又は協力企業でその他の業務を行う企業は、令和８年度「金沢市入札参加有資格者名簿」に登録されていること。	